トクちゃん新聞 VOL.39

2月・3月合併号

社員さんの
ローン控除申告
お請けします！

平成22年2月8日
徳野会計事務所

〒530-0041
大阪市北区天神橋2-3-8
MF南森町ﾋﾞﾙ3階
TEL：06－6809－2205
FAX：06－6809－2206
URL：http://www.ft-tax.com/
mail:info@ft-tax.com

よりひと言

東大阪から北へ事務所を移転して初めての申告相談会に行ってきました。JR北新地駅の東側広場をパーテーションで区切った会場での相談会でした。東大阪では期間中にまる3日間担当でしたが、北では1日だけ。忙しい時期だけに助かります。

税理士会では、ここ数年、「自書」にこだわった指導をするようになり、基本的に我々税理士は、書き方をお教えするだけにとどめ、また、できるだけ会場備え付けのパソコンで作成するように、という方針です。
かつては、対面でお一人お一人に税理士が対応していただけに、方針切替当初は、「**こんなややこしいもん、年寄にわかるわけないやん。書いてよ～**」とお叱りをいただくことも多かったのですが、頼っていただいていたのは幸せだったのかも。
今年は、会場に入るなり、**我々税理士には目もくれず、バイトの人のところへ直行してパソコンで作成する方が随分多く**なったように感じました。バイトの子をつかまえていろいろ聞いていたのですが、**操作研修はわずか2日**だそうです。
中には税理士や会計士志望の人もいるものの、大半の人が単なる短期のバイトとして来ているそうです。

年金や医療費控除の申告では、すでに税理士不要というわけです。相談会の1日としては、楽をさせてもらったわけですが、申告代行以外のサービスの充実の必要性を強く感じた1日となりました。

◆税務情報

担当：伊藤

平成22年度税制改正大綱が発表されました！

昨年12月22日に平成22年度税制改正大綱が発表されました。
多くの改正点がある中、我々にも影響が大きいと予想されるものを3つご紹介いたします。

1．グループ法人税制
平成22年10月1日以降の取引からは、個人法人を含め、100%支配関係のあるグループ法人について、そのグループ間での資産の譲渡損益は税金の計算上、無視されることとなります。

2．特殊支配同族会社の役員給与の一部損金不算入の規定の廃止
オーナー社長の役員給与の一部損金不算入の制度が平成22年4月1日以降に終了する事業年度から廃止されます。
しかし、今後、これに変わる新たな制度ができる可能性もあり、しばらく様子を見る必要があります。

3．住宅取得等資金非課税特例
子が親から住宅資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の適用期限が平成23年12月31日まで延長され、いくつかの要件がありますが最大1,500万円が非課税となります。

◆何故残業が起こるのでしょうか？

担当：杉山

残業がおこる理由は以下のようなことが考えられます。
① 上司や仲間の目を気にして**帰りにくい**ため、残業となってしまうケース。
⇒遅くまで働くことが評価されたり、会社の習慣となっている場合があります。
② 日中の**ムダなおしゃべりや不要な仕事に手間をかけた結果**として時間外にしわ寄せがいき、残業している場合。
社員が残業代欲しさにわざとこうした行為をしている場合もあるので要注意です。
⇒コミュニケーション作りとして必要な場合もあり一概に全部がダメとは言えませんがケースバイケースで各自が注意する必要がありますね
③ 上司の**指示が曖昧**なことによって時間外労働が増えてしまう場合。
⇒指示するほうもされるほうも何時までに、急ぐのかどうか等の確認が必要では？
④ 会社のルールとして、**直行・直帰が認められていない**場合。
⇒営業部門がある会社は見直しが必要ですね
⑤ 経理部門のように決算期等締め切りが決まっている場合、どうしても**瞬間風速的**に残業時間が増えてしまう場合。
⇒**業務の平準化**をどこまでできるかがポイントです。
このように一口に残業といっても、その発生原因は業種・業態・職種などによって千差万別ですが、それが**ムダな残業なのか、本人の能力の問題なのか、仕事の成果（受注獲得等）を得るために必要な残業なのか**を、見極めることが大切です。
そのためには、今の仕事を**会社全体あるいは部門ごとに棚卸**してみる必要があるのでは？
最近、厚生労働省が時間外労働を減らすために是正勧告・監督指導を強化していることからも、経営者は従業員の働く環境を整備・改善していくことが強く求められています。

◆税務スケジュール（2月・3月）

担当：岡村

2月
・12月決算法人の確定申告
・6月決算法人の予定申告

◇2月10日（水）1月分源泉税・特別徴収住民税納付
◇3月 1日（月）1月分社会保険料納付
固定資産税 第4期分納付

3月
・1月決算法人の確定申告
・7月決算法人の予定申告

◇10日（水） 2月分源泉税・特別徴収住民税納付
◇15日（月） 所得税確定申告
◇31日（水） 2月分社会保険料納付
個人消費税申告

ご準備をお願いします

所得税及び個人の消費税
振替日
（振替納税利用の場合）
所得税 **4月22日**（木）
消費税 **4月27日**（火）

◆弥生会計１０ ［ライセンス認証］

担当：岡村

弥生会計10より、**ライセンス認証**が必要となりました。
認証方法は以下の3通りです。
①オンラインで行う－－ 弥生会計をインストールしたパソコンが、インターネットに接続されている場合に選択
②Webで行う－－－－ 弥生会計をインストールしたパソコンが、インターネットに接続されていないが、別のパソコンがインターネット接続されている場合に選択
③電話で行う－－－－ インターネットに接続できない場合に選択
詳しくは、購入時のマニュアルに記載されておりますので、ご確認ください。
なお、ライセンス数は、**プロフェッショナル・スタンダードは2つ**まで、**2ユーザーは3つ**まで認証可能です。
これを超える場合は認証超過となり、ライセンス認証が出来ないため、弥生会計も利用出来なくなります。

◆お客様紹介　株式会社　日産レンタリース阪南　様

担当：徳野

左から、杉山・河端様・太作社長様・高橋様・徳野

●会社情報
① 設立：昭和49年2月 ② 事業内容：レンタカー事業 ③ 代表取締役：北村 太作
④ URL：http://www.mapion.co.jp/custom/nissanfs/rfc/BA513274/profile.html

● どんな会社？
日産レンタカーの店舗を6店舗展開しておられます。小阪・高井田・東大阪市役所・八尾・堺中央・三国ヶ丘の6店舗。**各店、若いスタッフが元気よく対応**してくれます。日産レンタカーのフランチャイズの中では、有数の歴史・規模です。
景気停滞のほか、若者の車離れやカーシェアリングの普及、高速道路の料金変更等大きな変化の渦の中で、日々努力を続けておられます。創業社長の潮氏も後継社長の太作氏も、それぞれの情報と感性とこだわりを持って経営にあたっておられ、最前線の各店スタッフもバックヤードの本社スタッフも、明るく一所懸命頑張っておられます。経営者と社員の皆さんが足並みそろえて頑張って、これからさらに成長していかれるのではないかと期待しています。（徳野）

●自社アピール
当社は日産カーレンタルソリューションが全国展開する、**日産レンタカーの大阪地域唯一のフランチャイズ会社**です。必要な時に最適な車種でお使い頂く為に**整備、点検を重視し安全で安心なレンタカー会社を目指し**ております。お客様のレンタカー会社選択の第一条件は家（会社）の近く、第二条件はスタッフの対応、となっています。近さにはある程度限界がありますが、**スタッフの対応では大阪府下1番を目指し**笑顔で頑張っています。
軽～上級車、ワゴン、バス、バンにトラックまでフルラインナップでお待ちしております。
・・・徳野先生の顧問先法人様へは更なるサービスもお付け致します・・・

◆ｽﾀｯﾌより

担当：伊藤

●花粉症の季節が
2月に入り、寒さが厳しくなりますが、それを過ぎると、寒さ以上の厳しい季節、花粉症の季節がやってきます。

10年ほど前から毎年悩まされていました。妻も、去年、とうとう発症してしまいました。
今年の花粉の飛散は少ないとのことですが、数年前に飛散が少ないと言われていて、対処をしていなかったら、大変な状態になってしまいました。

ここ数年は、この時期に、耳鼻科へ行って薬をもらっています。
今から薬を服用していると**シーズン真っ盛りの中でもまったく症状が現れません。**
去年は飛散が多かったですが、通常通り生活が出来ました。
1シーズンの**花粉症の医療費は5千円**ほどで楽に生活できますので、もう欠かせません。

薬は、飲み薬、目薬、点鼻薬をもらいますが、この点鼻薬がとても効きます。
最初は、点鼻薬に抵抗がありますが、すぐに慣れてしまいます。

さて、来週あたり、耳鼻科へ行ってきます。

◆税務クイズ　医療費控除の対象になる？

担当：赤松

1．寝たきりの方のおむつ代
2．人工透析
3．メタボリックシンドロームの特定健康診査費用

1．○
傷病により概ね**6ヶ月以上寝たきり**で、**医師の治療を受けている**人は控除対象。ただし、**書類2点**が必要。
① 治療を行っている医師が発行した「**おむつ証明書**」
② 支出した**おむつ代の領収書**
2．○
人工透析のための料金や器具等の購入費用は、「医師による診療等の対価、又は治療に直接必要な医療用器具等の購入費用」にあたるため、控除対象。
（人工透析は**通常保険給付を受けることが可能**。給付に該当するかは各保健組合・市役所に**要確認！！**）
3．×
特定健康診査のための費用は、**控除対象とならない**。
ただし、健康診査の結果が高血圧症、脂質異常症、又は糖尿病と同等の状態であると認められる基準に該当すると診断され、かつ、引き続き健康診査を行った医師の指示に基づき**特定保険指導**が行われた場合には、この**特定健康診査のための費用も、控除対象**となる。